

石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則第三十三条第二項の規定に基づき経済産業大臣が定める要件の一部を改正する告示案に対する意見募集について

平成30年2月16日
資源エネルギー庁
資源・燃料部
石油流通課

災害時における石油の供給不足への対処等のための石油の備蓄の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令が施行され、それに伴い、同規則第三十三条第二項の規定に基づき、同法第二十七条第一項第五号に規定する自動車に直接給油する事業を行う営業所（中核SS）の要件が定められましたが、それを改正し、中核SSの要件を追加等します。

つきましては、広く国民の皆様から御意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。

忌憚のない御意見を下さいますよう、お願い申し上げます。

なお、寄せられた御意見に対する個別の回答は致しかねますので、あらかじめご了承ください。

【意見募集要領】

1. 意見公募の対象

石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則第三十三条第二項の規定に基づき経済産業大臣が定める要件の一部を改正する告示案について

2. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

平成30年2月16日（金）～平成30年3月19日（月）

※FAX、電子メールの場合は午後12時まで、郵送の場合は必着。

3. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に、氏名、所属（会社名、役職等）、住所、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを明記の上、以下いずれかの方法で、日本語にて御意見を送付して下さい。いずれの場合も、件名に「石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則第三十三条第二項の規定に基づき経済産業大臣が定める要件の一部を改正する告示案に対する意見」とご記入願います。なお、電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

(1) 電子メール（意見提出用紙を添付してお送り下さい。）

電子メールアドレス： sekiryu-ryutsu@meti.go.jp

(2) 郵送

住所：〒100-8931

東京都千代田区霞が関1-3-1
経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部石油流通課
パブリックコメント担当宛て

(3) FAX

FAX番号：03-3501-1837

経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部石油流通課
パブリックコメント担当宛て

4. その他

皆様からいただきました御意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた御意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。

御提出いただきました御意見につきましては、氏名、住所、電話番号、FAX番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

御意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

なお、記入漏れや本要領に則して記述されていない場合には、御意見を無効扱いとさせていただきます。

(別紙)

経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部石油流通課 パブリックコメント担当
宛て

石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則第三十三条第二項の規定に基づき経済産業大臣が定める要件の一部を改正する告示案に対する意見

[所属・氏名]	(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)
[住所]	
[電話番号]	
[FAX番号]	
[電子メールアドレス]	
<p>[御意見]</p> <ul style="list-style-type: none">・ 該当箇所 (どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。) ・ 意見内容 ・ 理由 (可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。)	